

令和8年第5回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日		令和8年5月27日（水）						
開会場所		鴻巣市川里農業研修センター 第一会議室						
開 会		令和8年5月27日 午後2時47分						
閉 会		令和8年5月27日 午後3時26分						
議 長		大塚 明夫						
委員応召並びに出席状況								
農 								

会議事件名

議案第21号 農地法第3条の規定に関する件

議案第22号 農地法第5条の規定による転用許可申請

議案第23号 農業委員会等に関する法律の規定による農地利用最適化推進委員が担当する区域の決定と担当人数の案の決定について

	顛末 令和 8 年 5 月 2 7 日 開会 午後 2 時 4 7 分
【議長】	これより、令和 8 年第 5 回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。 本日の定例会は農業委員 1 3 名中、1 0 名出席ですので定例会は成立しております。 議案書の訂正はありませんか。
【事務局】	議案書 3 ページの議案第 2 2 号の「農地法第 5 条の規定による転用許可申請」の番号 1 9 について、翌月に持ち越しましたので、議案削除をお願いします。 次に、議案書 8 ページの「農業用倉庫に係る届出書」の番号 3 につきまして、土地の所在を一部といたしましたが、一部を削除し、面積も 1 9 1 m²に訂正をお願いします。 また、先月の定例会における会長専決規程第 3 条による専決事項の報告について、「農業用倉庫に係る届出書」番号 2 について、報告漏れがあったため、今月報告させていただきます。それに伴いまして、受付期間が令和 8 年 3 月 1 1 日～令和 8 年 5 月 1 1 日受付分となっております。
【議長】	続きまして、議事録署名人の指名をします。番号 1 2 番 小林 紀之 委員・番号 1 3 番 保科 美那子 委員をお願いします。 これより議案審議に入ります。 議案第 2 1 号 農地法第 3 条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第 2 1 号 農地法第 3 条の規定に関する件 所有権の移転 4 件 1 7 筆 番号 2 5 こちらは先月からの持ち越しの申請となります。

	受人は今回、売買により新たに農地を取得し、水稻を作付けする計画です。申請地における農地の貸借はありません。また、受人が現在保有している農地はありませんが、農場塾での研修及び近隣農家からの指導を１年間受けており、受入本人の農作業従事日数を３００日と計画していることや、営農計画及び作付計画の内容から、農作業に継続的に従事する見込みがあると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は２０．００アールで、申請地は自宅から８００メートルの距離であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【小林紀之 農業委員】	番号２５について報告いたします。受人は、今回の申請地において、水稻を作付するため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。現在、受人が耕作する農地はありませんが、営農・作付計画などから、本申請地を効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【石川保男 推進委員】	番号２５について報告いたします。受人は新規参入を図るために、本申請地を譲り受けるものであり、農地等の利用の最適化が推進されますので、問題はないと考えます。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号２６について内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号２６ 受人は水稻や野菜を中心とした農業経営を行っております。申請地における農

	地の貸借はありません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は３１０日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は３００．２８アールで、自宅から申請地までは１００メートルの距離であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【寺山佳宏 農業委員】	番号２６について報告いたします。受人は水稻や野菜を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、麦や野菜を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、農機具の保有状況や農作業従事日数等から、本申請地を効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井秀樹 推進委員】	番号２６について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと考えます。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号２７について内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号２７ 受人は今回、本申請地に隣接する住宅を売買で取得することに伴い、隣接する農地も新たに取得し、野菜と果樹を作付けする計画です。申請地における農地

	の貸借はありません。また、受人が現在保有している農地はありませんが、近隣在住で農作業経験のある受人の父が支援することになっており、受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数を３００日と計画していることや、営農計画及び作付計画の内容から、農作業に継続的に従事する見込みがあると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は０．６８アールで、申請地は自宅に隣接しており、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【小林紀之 農業委員】	番号２７について報告いたします。受人は、今回の申請地において、野菜と果樹を作付するため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。現在、受人が耕作する農地はありませんが、営農・作付計画などから、本申請地を効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【江原浩昭 推進委員】	番号２７について報告いたします。受人は新規参入を図るために、本申請地を譲り受けるものであり、農地等の利用の最適化が推進されますので、問題はないと考えます。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、次に番号２８について内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号２８ 受人は米麦や野菜を中心とした農業経営を行っております。今回、国土交通省が施行する一般国道１７号（上尾道路Ⅱ期）工事の施工に伴い、自宅が収用さ

	れることになり、自宅の移転先周辺の農地を売買により新たに取得し、米麦を作付けする計画です。申請地における農地の貸借はありません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた世帯員の農作業従事日数は515日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は243.15アールで、移転先の自宅に隣接する距離であり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【林 繁雄 農業委員】	番号28について報告いたします。受人は米麦や野菜を中心とした農業経営を行っております。経営規模拡大を図るため、今回の申請地を譲り受け、米麦を作付する計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、農機具の保有状況や農作業従事日数等から、本申請地を効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【西崎照男 推進委員】	番号28について報告いたします。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、地域農業の担い手へ農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと考えます。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第21号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)

【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第２１号について原案のとおり決定いたしました。続きまして議案第２２号 農地法第５条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第２２号 農地法第５条の規定による転用許可申請 所有権の移転 １件 ２筆 使用貸借権の設定 ３件 ５筆 賃貸借権の設定 １件 ２筆 番号１４ 受人は、市内で運送業を営んでいる法人です。今回新たに土地を取得して米穀貯蔵用農業用倉庫を建築することに伴い発生する建築残土を、一時保管し、事業所内の敷地拡張工事において再利用するために、本申請地を一時的に残土置場として借り受ける話がまとまり、申請するものです。なお、一時転用期間は１２カ月で、契約終了後は、農地の状態へ復旧する計画となっています。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【尾澤利彦 農業委員】	番号１４について報告いたします。申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第１種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。 しかし、工事期間は１２ヵ月間で、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」から、不許可の例外規定に該当すると判断します。 また、土砂の流出防止のためのネットフェンスやブロック土留めを設置することで周りの農地への影響もなく、受人の資力や信用も確認でき、事業実施の確実性が認められ、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められることから、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井正芳】	番号１４について報告いたします。申請地は、残土置場として一時転用を行う

推進委員】	ということですが、土砂の流出防止のためのネットフェンスやブロック土留めを設置し、契約期間満了後に耕作できる状態へ復旧することから、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと考えます。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号１５について内容説明を事務局からお願いいたします。
【事務局】	番号１５ 本申請は農地改良の工事期間中における一時転用の申請です。低地で水はけが悪く耕作しにくい状態のため、所有者の依頼に基づいた耕作条件の改善を目的とした申請です。工事の概要としましては、搬入土により耕作面を嵩上げする計画であり、既存の耕作土と搬入土とを天地返しをする内容となっており、工事期間は９ヵ月間となります。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【寺山佳宏 農業委員】	番号１５について報告いたします。申請地は、おおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第１種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかしながら、本申請は農地改良の工事期間である９ヵ月間の一時的な転用であり、周辺農地に被害を及ぼさないようにする旨の誓約書も添付されております。また、耕作者に違反はなく、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められ、周辺農地に与える影響もなく、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井秀樹 推進委員】	番号１５について報告いたします。本申請は農地改良工事を行うということですが、農地改良完了後は、所有者が野菜を作付けする計画となっております。

	このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと考えます。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号１６について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号１６ 申請人は、現在市内の実家に家族６人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を父から借り受け、建築する話がまとまり申請するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【寺山佳宏 農業委員】	番号１６について報告いたします。申請地は相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第２種農地に該当すると判断します。実家の近くで家族と協力し合いながら生活していきたいという条件から、本申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、本案件の事業目的を達成できるとは認められません。また、受人の資力や信用も問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【関塚正己 推進委員】	番号１６について報告いたします。本申請では、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置することで、土砂等の流出を防止します。雨水は原則的に宅内浸透処理とし、雨水のオーバーフロー分及び生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと考えます。

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号１７について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号１７ 申請人は、現在伊奈町の借家に家族４人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を父から借り受け、建築する話がまとまり申請するものです。許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことです。なお、申請地は、令和８年２月２６日付けで農用地区域から除外されています。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【小林紀之 農業委員】	番号１７について報告いたします。申請地はおおむね１０ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第１種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第１種農地の不許可の例外に該当することから、不許可の例外規定に該当すると判断します。転用目的には、必要性、妥当性及び非代替性が認められます。また、受人の資力や信用も確認でき、事業実施の確実性が認められることから、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当地域の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【吉田和好 推進委員】	番号１７について報告いたします。本申請では、隣接農地との境界にコンクリートブロックを設置することで、土砂等の流出を防止します。雨水は原則的に宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流しますので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な

	農地利用への支障もなく、問題ないと考えます。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号１８について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号１８ 受人は、CO₂削減という社会的要請と事業の拡大を図るため、太陽光の自然エネルギーによる発電事業として、１６２枚の太陽光パネル等の設置を計画し、土地を探したところ、本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、東京電力への接続申込につきましては、今回の許可申請に先立ち手続きは完了しております。また、小売電気事業者となる親会社の〇〇〇〇〇〇〇とは、発電された電気の売り渡しに関する契約は締結済みです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、書類審査と現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【新井 勉 農業委員】	番号１８について報告いたします。申請地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、農地区分は第２種農地（その他の農地）に該当すると判断します。転用目的には、必要性、妥当性及び非代替性が認められます。また、受人の資力や信用も確認でき、事業実施の確実性が認められることから、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【上谷一海 推進委員】	番号１８について報告いたします。申請地に隣接する農地との境界にはマウン トアップを設置して、雨水や土砂の流出を防止したうえで、安全対策として周囲にフェンスを設置します。そして、雑草対策として、年３回の草刈りを行う

	予定ですので、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れはありません。また、申請地は集落内に介在する農地であるため、地域農業の効率的・総合的な農地利用への支障もなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第２２号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第２２号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第２３号 農業委員会等に関する法律の規定による農地利用最適化推進委員が担当する区域の決定と担当人数の案の決定について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第２３号 農業委員会等に関する法律の規定による農地利用最適化推進委員が担当する区域の決定と担当人数の案の決定について 農業委員会の農業委員については、市町村長が募集を行い、任命することとなっておりますが、農地利用最適化推進委員については、農業委員会が農地利用最適化推進委員の担当する区域を定めて、区域ごとに募集を行ったうえで、新たに任命された農業委員で構成する農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱することとなっております。このため、農地利用最適化推進委員の募集にあたり「農業委員会等に関する法律第１７条第２項の規定」により、農地利用最適化推進委員が担当する区域を農業委員会で、決定する必要があることから、今回、議案として上程するものです。 ４ページの一覧表をご覧ください。まず、農地利用最適化推進委員が担当する区域として、前回同様、鴻巣、笠原、常光、箕田、田間宮、馬室、屈巢、広田、共和、吹上、下忍、小谷の１２の区域を提案させていただきます。なお、各担

	当区域の内訳については表のとおりです。 次に、農地利用最適化推進委員の全体の定数については、平成２９年度９月議会において条例で２２人と定めましたが、各区域に設置すべき農地利用最適化推進委員の人数の案については、今回改めて農業委員会にて決定させていただくものです。 同じく４ページの一覧表をご覧ください。農地利用最適化推進委員は、担当区域において農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行うこととなりますので、各区域の農地面積を参考に、配置すべき担当人数について、なるべく前回と同じ人数となるよう、１人から３人の間で人数の案を提案させていただきましたのでご確認ください。 具体的には、農地面積で４０ヘクタールの鴻巣、１８３ヘクタールの田間宮、１９５ヘクタールの吹上、１４７ヘクタールの下忍は１人、３１８ヘクタールの常光、２３０ヘクタールの箕田、２５３ヘクタールの馬室、３３４ヘクタールの屈巣、２９９ヘクタールの共和、２８５ヘクタールの小谷が２人、４７２ヘクタールの笠原と３８１ヘクタールの広田が３人となります。以上で、説明を終わります。								
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご質問ございませんか。								
【一同】	質問なし								
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第２３号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。								
【一同】	(全員挙手)								
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第２３号は原案のとおり決定いたします。 続きまして、会長専決規程第３条による専決事項を報告いたします。 令和８年３月１１日～令和８年５月１１日受付分 農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出 <table><tr><td></td><td>３件</td><td>４筆</td><td>５５３．００㎡</td></tr></table> 農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出 <table><tr><td>所有権の移転</td><td>１１件</td><td>１９筆</td><td>９，２８０．９１㎡</td></tr></table>		３件	４筆	５５３．００㎡	所有権の移転	１１件	１９筆	９，２８０．９１㎡
	３件	４筆	５５３．００㎡						
所有権の移転	１１件	１９筆	９，２８０．９１㎡						

	使用貸借権の設定 1 件 2 筆 4 7 4 . 0 0 m² 賃貸借権の設定 1 件 2 筆 9 7 7 . 0 0 m² 農業用倉庫に係る届出 2 件 2 筆 3 2 6 . 0 0 m² 合計届出件数 1 8 件 2 9 筆 1 1 , 6 1 0 . 9 1 m² これらは、全て会長専決でございます。何かご質問はございますか。
【一同】	(特になし)
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。
【一同】	なし
【議長】	最後に事務局から何かありますか。
【事務局】	・生産緑地地区の農業従事者希望者への斡旋について（1 件） ・農業者年金パンフレットの配布について ・緑の羽の配布について ・R 8 年度親睦会費 1 5 , 0 0 0 円の集金について ・農地利用最適化活動活性化研修会の開催について ・改選について
【議長】	これをもちまして、令和 8 年第 5 回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和 8 年 6 月 2 5 日（木）午後 2 時 0 0 分より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。会場の都合により、こちらの第一会議室ではなく、第三会議室にて開催となります。 閉会 午後 3 時 2 6 分